

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

保育所等の利用者等でない旨の誓約書

私は、鳴門市とくしま在宅育児応援クーポン事業実施要綱第3条に規定する受給資格を全て満たしていることを誓約します。

また、虚偽の申請を行った場合は、市長の指示に従います。

(宛先)

鳴門市長

申請者

住 所

氏 名

クーポン受給資格者

【鳴門市とくしま在宅育児応援クーポン事業実施要綱】

(クーポン受給資格者)

第3条 クーポンの交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する（本市の住民基本台帳に記載されていることをいう。）0歳から2歳までの子どもを、保育所等を利用（クーポンの交付を受ける権利の発生する日において子どもを保育所等に預けており、当該権利の発生する日以降の預ける期間が1か月以上継続するものであって、週当たりの預ける日の合計が4日以上かつ1日当たり4時間以上であることをいう。）せず在宅で育児している保護者であること。
- (2) 受給資格者及びその配偶者についての権利の発生する日の属する月の属する年度（権利の属する月が4月から8月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が169,000円未満であること。
- (3) クーポンの交付の対象となる子どもが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第3号に規定する子どもでないこと。